

第2編

計画の基本方針

- 計画の基本的な考え方 ●
- 計画の位置付け ●
- 計画の期間 ●
- 計画の進行管理体制 ●

1

計画の基本的な考え方

(1) 生涯を通じた健康づくり

第1期計画では、生活習慣病予防を重点に成人期以降の健康づくりを中心に推進してきました。

第2期計画においては、乳幼児期からの健康づくり・生活習慣病予防の重要性を踏まえ、あらゆる年代を対象に生涯を通じた健康づくりの施策を展開していきます。

(2) 一次予防（健康増進）の重視

疾病の予防・健康づくりの視点として、病気の発症を防ぎ健康を保持増進する「一次予防」、病気や障害を早期に発見し早期に対応する「二次予防」、病気や障害の進行を防ぐ「三次予防」まで総合的な取り組みが必要です。

特に、健康寿命の延伸を目指し、「一次予防」を重点に健康づくりを推進します。

(3) 健康づくりを支援する地域づくりと環境整備

市民一人ひとりの健康づくりを支援するための体制を、地域づくりの視点と、環境づくりの両面から推進していきます。



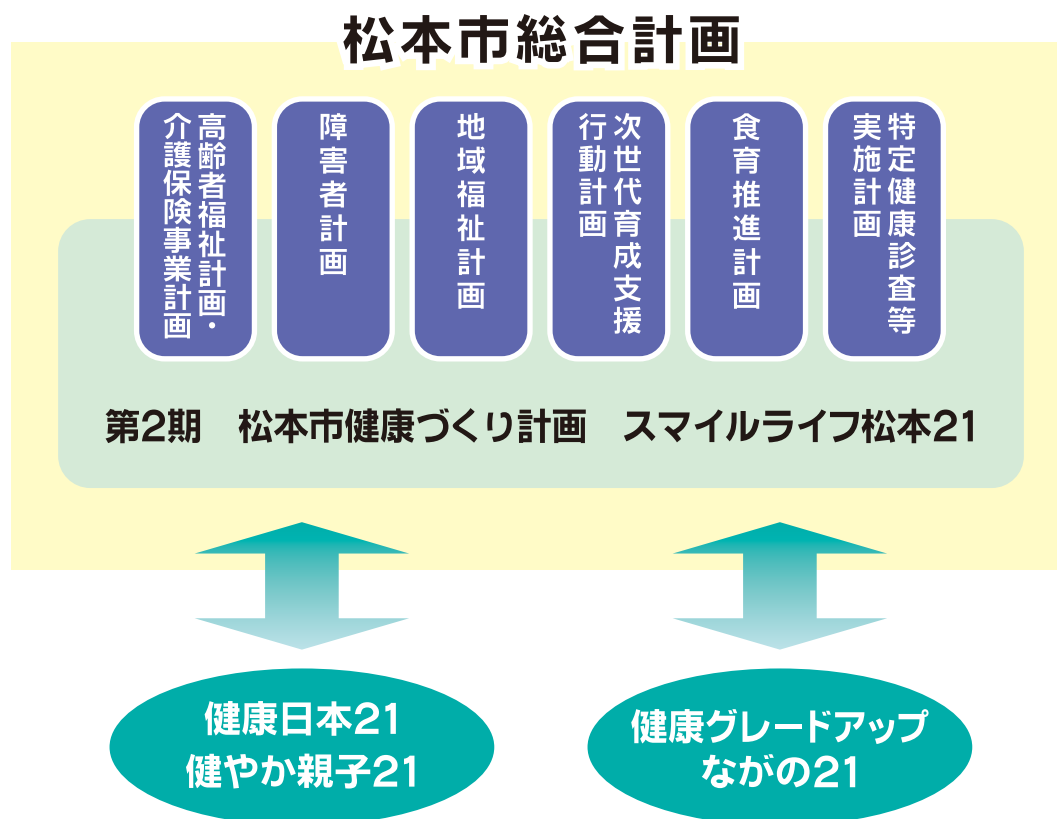
2

計画の位置付け

「松本市健康づくり計画スマイルライフ松本21」は、松本市総合計画（第9次基本計画）に基づく「だれでもが健康でいきいきと暮らすまち」「一人ひとりが輝き大切にされるまち」の実現に向けた、市民の健康づくりの基礎となる計画です。

本計画は、関連する高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、地域福祉計画、次世代育成支援行動計画、食育推進計画、特定健康診査等実施計画との整合性を図ります。

さらに、国の「健康日本21」「健やか親子21」、県の「グレードアップながの21」の実践計画として推進するものです。



3

計画の期間

本計画は、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする10年計画とします。

計画の中間年度である平成27年度には中間評価を行い、計画の見直しを行います。

平成23年度

計画の推進初年度

平成27年度

計画の中間評価
計画の見直し

平成32年度

計画の最終評価

4

計画の進行管理体制

この計画を着実に推進するため、「健康福祉21市民会議 事務局：健康・母子専門員会」で事務事業の進捗状況等を審議し、計画の的確な進行管理を行うこととします。

